



令和元年5月8日(水)、第2回臨時会(初議会)が開催され、新しい議会の体制が決定いたしました。

今期の議会構成は、新人議員2名が加わり新たな感覚を取り入れる中、公正無私の立場を貫き、議員各位が活発な活動が出来るよう心掛けてまいります。

今後ともさらなるご支援、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

議長・副議長のご紹介



議長 田中 誠



副議長 前中 康男

議会議員を紹介します

任期 令和元年5月1日～令和5年4月30日

①住所・年齢

②当選回数



岡本英明

①向陽 221 47歳 ②1回



古谷一夫

①羽衣町 21 66歳 ②1回



伊藤忠之

①上斜里 523 46歳 ②2回



堀川哲男

①上斜里 443 58歳 ②2回



池下昇

①羽衣町 20 67歳 ②3回



勝又武司

①神威 395 65歳 ②5回



村島健二

①水元町 18 77歳 ②6回



前中康男

①神威 915 60歳 ②3回



田中誠

①江南 399 68歳 ②6回

5月

臨時会

令和元年5月8日

新しい議会の構成

■議長

田中 誠

■副議長

前中 康男

■議会広報特別委員会

委員長 岡本 英明

副委員長 古谷 一夫

委員 勝又 武司
池下 昇

■総務文教常任委員会

委員長 池下 昇

副委員長 堀川 哲男

委員 前中 康男

委員 村島 健二

委員 勝又 武司

委員 古谷 一夫

委員 岡本 英明

■斜里郡三町終末処理事業組合議会議員

伊藤 忠之

古谷 一夫

岡本 英明

■斜里地区消防組合議会議員

田中 誠

池下 昇

堀川 哲男

■産業福祉常任委員会

委員長 伊藤 忠之

副委員長 勝又 武司

委員 前中 康男

委員 村島 健二

委員 堀川 哲男

委員 古谷 一夫

委員 岡本 英明

■議会運営委員会

委員長 堀川 哲男

副委員長 伊藤 忠之

委員 勝又 武司

委員 池下 昇

令和元年5月臨時議会で、議会提出の議長・副議長選挙や常任委員会委員の選出、斜里郡三町終末処理事業組合議会議員の選挙、斜里地区消防組合議会議員の選挙など、今後4年間の議会構成について、決定いたしました。

議長・副議長・町長の挨拶の後、町長提出の人事案件3件と専決処分承認6件、議案1件の合計10件について審議し、いずれも原案どおり可決いたしました。

また、今回の臨時会ではたぐさんの傍聴の方に来て頂きました。



議会選挙投票の様子

人事

◆清里町監査委員の選任

— 同意 —
監査委員の任命(議会議員より選任)

○勝又 武司 氏
(神威39番地・65歳)

— 同意 —
○本松 昭仁 氏
(水元33番地・52歳)

◆教育委員会委員の任命

— 同意 —
○福田 一成 氏
(向陽183番地・63歳)

条例

◆清里町税条例等の一部を改正する条例専決処分承認

— 承認 —
地方税法等の一部を改正する法律の施行による税条例の一部改正
・住宅借入金特別控除に係る特別特定取得をした場合の控除期間の拡充、住宅借入金特別税額控除に係る申告要件の廃止による規定の整備。
・高規格堤防の整備に伴う建

替家屋に係る税額の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告の規定を新設。
・平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告などの規定を新設。

・軽自動車のグリーン化特例の重課税を平成31年度に限り、平成29年度分の軽減税率を削除。
・軽自動車税の賦課徴収の特例を改正。
・東日本大地震の固定資産税の特例を規定整備。
・大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の措置。

◆清里町介護保険条例の一部を改正する条例専決処分承認

— 承認 —
10月からの消費税引き上げにより、低所得の介護保険料軽減の更なる強化

◆清里町国民健康保険条例の一部を改正する条例専決処分承認

— 承認 —
地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う一部

改正

【基礎課税限度額の引き上げ】
・現行58万円→61万円
【軽減判定所得の算定基準額の見直し】
・5割負担軽減基準額

現行 基礎控除額33万円+27万5千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)
改正後 基礎控除額33万円+28万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)

・2割負担軽減基準額
現行 基礎控除額33万円+50万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)

改正後 基礎控除額33万円+51万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)

◆清里町税条例の一部を改正する条例

— 原案可決 —
地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う一部改正
・単身児童扶養者を非課税措置対象へ改正。
・寄付金税額特例控除の措置対象を特例控除寄付金と改正。
・町民税の申告記載事項の簡素化。
・個人の町民税に係る給与所得者と個人の町民税公的年金受給者の単身児童扶養申告書の記載事項の追加。

・町民税不申告に関する過料規定の整備。
・寄付金税額控除における特例控除額の申告特例の対象を特例控除対象寄付金とする。
・特例控除寄付金を支出し、申告特例の対象を特例控除寄付金とする。

・軽自動車税環境性能割を非課税とする臨時的軽減、賦課徴収特例を新設。
・軽自動車税環境性能割税率を1パーセントにする臨時的軽減を新設。

・軽自動車税種別割の重課税を令和2年～3年に軽減し、電気自動車に限り、令和4年～5年の軽減課税を新設する。

補正予算

補正予算(第8号) 専決処分承認

— 承認 —
翌年度繰越は次の3事業
・総務管理費 職員用端末機器更新事業 3千412万円
・農業費 産地パワーアップ補助事業
2億5千924万4千円
・中学校費 清里中学校冷房設備設置事業 2千500万円

◆平成30年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号) 専決処分承認

— 承認 —
【補正金額】 △1千104万1千円
【補正理由】 事業実績による調整、保険給付費の確定による減額

◆平成30年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) 専決処分承認

— 承認 —
【補正金額】 △23万7千円
【補正理由】 保険料収入の減額に伴う広域連合納付金の減額、実績による還付金の減額



議会傍聴の様子